

平成 29 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 29 年 9 月 5 日（火）午前 10 時～午前 11 時 30 分
- ◆ 開催場所
練馬区役所 1905 小会議室（本庁舎 19 階）
- ◆ 出席者
出席委員 5 名（会長、ほか 4 名）
区側出席者 5 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 委嘱状の交付
- ◆ 会長・副会長の選出
- ◆ 議事
 - 1 諮問
 - 2 審議
平成 29 年度登録文化財について
- ◆ 報告事項
 - 1 平成 28 年度指定文化財の経過報告
 - 2 平成 29 年度文化財関連事業計画
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料
 - 資料 1-1 平成 28 年度指定文化財関係（練馬区教育委員会告示第 7 号：写）
 - 資料 1-2 平成 28 年度指定文化財関係（「ねりま区報」平成 29 年 3 月 1 日号：写）
 - 資料 1-3 平成 28 年度指定文化財関係（「ねりまの文化財」第 100 号）
 - 資料 2 平成 29 年度 文化財関連事業計画
 - 資料 3 東京外かく環状道路（関越～東名）大泉ジャンクション周辺工事における埋蔵文化財（遺跡）の調査報告について
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

- | | |
|-------------|---------------------------|
| <文化・生涯学習課長> | 開会の挨拶 |
| <教育長> | 委嘱状の交付 |
| | 挨拶 |
| <事務局> | 会議の成立について報告 |
| <文化・生涯学習課長> | 会議の公開について |
| | 事務局異動職員の紹介 |
| | 会長・副会長の選出について |
| | （副島弘道委員を会長、松崎憲三委員を副会長に互選） |

< 教育長 >

平成 28 年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。平成 29 年 9 月 5 日 練馬区教育委員会

文化財を登録することについて、2 件、内容は別紙のとおりです。

退席

< 会長 >

それでは審議に入ります。まず、事務局から説明をお願いします。

< 事務局 >

文化財を登録することについて

1 「五十嵐家文書」の説明

2 「千川堤植櫻楓碑」の説明

< 会長 >

No.1 「五十嵐家文書」について、ご質問、ご意見はありますか。

< 副会長 >

全体的に文化財の概要説明文が短いと思いますが、どうしてでしょうか。

< 事務局 >

今回は諮問の段階ですので、文化財の概要を紹介しています。答申文案をご検討いただくときに、文化財について詳しい内容を示して参ります。

< 会長 >

今回は、概要の範囲内でご質問をお願いします。

< 委員 >

目録の中から選別して登録文化財としていくと言われたが、すべてを一括して登録するのが本来ではないでしょうか。また、資料 P9 の目録にある郵便葉書は、最初の 1~3 以外は登録から除外していますが、未使用葉書ということでしょうか。

< 事務局 >

最初のご指摘につきましては、今まで文書類を指定・登録した考え方と同じように、刊本を抜きました。2 点目のご質問につきましては、おっしゃる通りです。

< 会長 >

基本的なことですが、刊本を入れるかどうかにも関わりますが、「五十嵐家文書」の場合、登録文化財のどの種別を検討していますか。

< 事務局 >

有形文化財の古文書として検討しています。

< 会長 >

歴史資料としては、どうでしょうか。委員の先生で何かお考えのある方いらっしゃいますか。

< 委員 >

刊本を含めて、広い意味での古文書でいいのではないのでしょうか。

< 会長 >

使用済葉書を含めていることについてはどうでしょうか

< 委員 >

特に、意見はありません。

< 会長 >

「五十嵐家文書」については、今まで報告書はありますか。

<事務局>

今まで報告はありません。石神井公園ふるさと文化館ニュースに、寄贈資料一覧という形で公表はしていますが、内容については未報告です。

<会長>

今後、報告する見通しはありますか。

<事務局>

未定ですが、「ねりまの文化財」では、概要を報告していきます。

<会長>

ちなみに、平成27年度に行ったという「五十嵐家文書」の修復はどこ部署の予算ですか。

<事務局>

伝統文化係の予算で修理しました。

<会長>

修復には、どのような修理施工者がどう修復したのか明記した方がいいですね。

<会長>

No.2「千川堤植櫻楓碑」について、ご質問、ご意見はありますか。

<副会長>

いつ浅間神社に移設したのですか。

<事務局>

千川上水の暗渠工事が昭和27年に始まり、それ以降に移設したようですが、はっきりとした年代はわかりませんでした。引き続き調べていきます。

<会長>

どの種別の登録文化財として検討しているのですか。

<事務局>

有形文化財の歴史資料として検討しています。

<会長>

文化財の概要文について、台石の幅が違うようです。碑文を確認できる拓本はありますか。拓本をとることが難しい場合は、板面の鮮明な写真を撮影しておくといいですね。

<事務局>

台石の幅については記載間違いです。確認しておきます。次回までに、もう少し板面の文字がはっきりとした写真を用意します。

<委員>

浅間神社へ移設された経緯はわかりますか。また石工の名前が明記されているが、この人物については何かわかっていますか。

<事務局>

千川上水の暗渠工事後に移設されているようですが、はっきりとした年代と経緯は調査中です。石工につきましても、練馬区内の石造物には同じ石工の名前が今のところ見当たりません。引き続き調査していきます。

<会長>

以上で審議を終了します。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

報告事項1「平成28年度指定文化財の経過報告」について、資料1に基づき説明

資料1-1 平成28年度指定文化財関係（練馬区教育委員会告示第7号：写）

資料1-2 平成28年度指定文化財関係（「ねりま区報」平成29年3月1日号：写）

資料1-3 平成28年度指定文化財関係（「ねりまの文化財」第100号）

<会長>

資料1について、ご質問はございますか。

資料によって、所有者の個人名が明記してあったりなかったりするが、慣例があるのですか。

<事務局>

区報の場合は、区報の掲載基準に基づいています。

<会長>

国の場合、個人の名前と住所まで入れるようになっています。ふるさと文化館などではどうしているのでしょうか。

<事務局>

区の取り扱い基準に基づいて、館の基準を作成し、取扱を決めています。

<会長>

指定文化財となると、区民全体と関わりのある文化財になりますね。公開の基準はあるのですか。

<事務局>

国の文化財保護法に基づく条例ですので、いわゆる公有財産としての考えから一部権利が制約されます。指定を承諾していただいた段階で、公表も承諾していただいたということになりますが、個人に迷惑をかけることもあり、基本は詳細住所までの公表を控えています。

<会長>

続いて、報告事項2「平成29年度文化財関連事業計画」について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料2「平成29年度 文化財関連事業計画」について説明

<会長>

資料2について、ご質問はございますか。

<委員>

『練馬と映画・アニメ文化史』を今年度刊行とありますが、所管はどこで、どのように進んでいますか。

<事務局>

伝統文化係で進めています。昨年度、映像文化史の有識者の方とともに冊子の内容を企画し、今年度は執筆を専門の方をお願いして年度末までに冊子を刊行する予定です。

<委員>

奨励金の交付額はどのくらいですか。

<事務局>

区登録文化財は、1件につき年1万円、建物は年3万円を支給しています。1所有者が2件以上の登録文化財を所有する場合、2件目以降は2分の1の額を支給します。

<会長>

奨励の意味が一般にわかりにくいと思います。何を奨励しているのですか、その使い道は何ですか。

<事務局>

奨励金は、交付申請書で申請してもらい、区の登録文化財の保護活動のため、日常の清掃作業や保管などの使途に使われています。

<会長>

続いて、報告事項の資料3について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料3「東京外かく環状道路（関越～東名）大泉ジャンクション周辺工事における埋蔵文化財（遺跡）の調査報告」について説明

<会長>

資料3について、ご質問はございますか。

<委員>

なし

<会長>

以上で報告事項を終わります。続いて事務局から事務連絡をお願いします。

<事務局>

次回の文化財保護審議会（現地見学）の日程について説明

<会長>

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。